

新潟県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第27号

新潟県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県自然環境保全条例施行規則（昭和49年新潟県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別地区内の行為の許可基準)</p> <p>第15条 条例第17条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 工作物を新築すること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ニ) <u>電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号</u>に規定する電気工作物（火力発電所を除く。）</p> <p>(ウ)～(イ) (略)</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(2)～(11) (略)</p>	<p>(特別地区内の行為の許可基準)</p> <p>第15条 条例第17条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 工作物を新築すること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ニ) <u>電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号</u>に規定する電気工作物（火力発電所を除く。）</p> <p>(ウ)～(イ) (略)</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(2)～(11) (略)</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。